

美唄市男女共同参画条例（全部改正）

ご意見を募集します

「美唄市男女共同参画条例」を「美唄市男女共同参画及び多様性を尊重する社会実現のための条例」へ改正します。

本条例は基本的な理念や方針を示すことを目的とした「理念条例」であり、強制力を伴う罰則等は設けていません。しかし、条例として明文化することで、市民や事業者等と基本理念や役割を共有し、将来にわたって啓発活動などの事業を推進する姿勢を示すものです。

意見募集期間 令和8年1月6日(火)～令和8年1月30日(金)

▼意見提出者の範囲

市内にお住まいの方、市内に勤務する方、市内に在学する方、市内で事業を営む方、市内で活動する団体、本市に納税義務を有する方、本案件により影響を受ける方です。

▼素案および意見提出用紙の配置場所

市役所2階広報情報推進課、市役所1階ロビー、市民会館、図書館、総合体育館、保健センター、子育て支援センター、市民ふれあいサロン（コアビバイ内）に配置のほか市ホームページからもダウンロードできます。

▼意見の提出先

〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号
美唄市役所 広報情報推進課まちのPR係
電話 63-0113 Fax 62-1088
電子メール kouhoujouhou@city.bibai.lg.jp

▼意見提出の方法

所定の用紙に住所、氏名、連絡先を明記し、次のいずれかの方法で提出してください。

◎持参、郵送、ファックス、電子メール

▼意見の検討結果の公表

令和8年2月下旬までに公表予定です。

▼手続き実施責任者 広報情報推進課長 桜井 敬大